

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 4 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」の企業主導型保育施設への適用について（令和3年1月から3月まで）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」の企業主導型保育施設への適用について」（令和2年9月30日事務連絡）において、12月まで下記の取扱いとしているところですが、子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いが令和3年3月末まで継続されることとなったため、企業主導型保育事業における病児保育加算においても令和3年3月末まで継続することといたします。

本取扱いについて、企業主導型保育事業の実施者へ周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

病児保育事業を実施する企業主導型保育施設において、病児保育の提供に必要な看護師等の職員の雇用及び給与の支払いを従前と同様に維持し続けるなど、サービスの提供体制を確保していると認められる場合には、病児保育加算の単価の適用に当たって、協会において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあっては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

なお、協会においては、各月の月次報告の内容や指導・監査において、病児保育事業に関する職員体制及び給与の支払い等の事実を確認することにより、「サービスの提供体制を確保している」か否かを確認することとする。